

あなたの声を  
運営に反映

## 弘前市立郷土文学館運営委員会の委員を募集

郷土文学館の運営に関して市民の皆さんの意見を反映させるため、弘前市立郷土文学館運営委員会の委員を募集します。

▼**応募資格** 18歳以上の市民（市議会議員・市職員〈退職者含む〉、市の他の附属機関の委員等を除く）

▼**募集人員** 2人程度

▼**任期** 委嘱の日から2年間

▼**会議の開催** 年2回程度、平日の日中に開催予定

▼**報酬など** 会議1回の出席につき、市規定の報酬と交通費を支給

▼**応募方法** 7月15日（土）～8月15日（火）に、次の①・②の事項を応募用紙に記入の上、郵送かEメールまたは郷土文学館へ持参で提出を。  
①氏名（ふりがな）・生年月日・年齢・性別・住所・

電話番号・職業

②「弘前市立郷土文学館の運営に関する意見、提言等について」をテーマとした小論文（応募動機を含め800字程度）

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、郷土文学館で配布しています／応募用紙は返却しません。

▼**選考方法** 書類選考の上、結果を応募者全員に通知します。

※委員に選任された人は、委員名簿に登録され、市ホームページなどで公開されます。

■**問い合わせ・提出先** 図書館・郷土文学館運営推進室（〒036-8356、下白銀町2の1、弘前図書館内、☎32-3794、Eメール tosho@city.hirosaki.lg.jp）

あなたの力で  
市民を支援

## 会計年度任用職員を募集

生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業として実施する、生活困窮者自立支援のための相談やプランの作成およびプランに基づく支援などに従事する会計年度任用職員を募集します。

▼**募集人員** 1人

▼**雇用期間** 令和5年9月1日～令和6年3月31日（更新あり）

▼**勤務場所** 就労自立支援室（ヒロロ〈駅前町〉3階）

▼**勤務時間** 午前8時30分～午後5時のうち実働7時間（週35時間）

▼**休日** 土・日曜日、祝日、年末年始

▼**応募条件** ワード・エクセルの基本的なパソコン操作ができ、普通自動車運転免許を取得してい

る人。社会福祉士等の資格を有していれば、なお良い。

※生活困窮者自立支援制度に関する知識や経験がなくても応募可能ですが、業務に関する知識を得ようとする積極的な姿勢が求められます。

▼**申し込み方法** 市販の履歴書に必要事項を記入の上、8月3日（木）の午後5時（必着）までに、郵送か持参で申し込みを。

※受け付けは平日の午前8時30分～午後5時／募集要項は就労自立支援室で配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。

■**問い合わせ・提出先** 就労自立支援室（〒036-8003、駅前町9の20、ヒロロ3階、☎36-3776）

## 弘前マイスターを募集

市では、地域産業を支える優れた技能・技術の継承と人材育成を目的に、「弘前マイスター制度」を制定しています。サービス業、製造業、建設業、農林漁業などの特に優れた技能・技術を有する人の応募（他薦）をお待ちしています。

▼**応募資格** 市内に5年以上在住または在勤する現役の技能・技術者で、対象事業に20年以上の

従事経験を有する卓越した技能・技術者

▼**応募期限** 8月16日（水）

制度の要綱や認定申込書は市ホームページ（QRコード）からダウンロードできます。

■**問い合わせ・提出先** 産業育成課物産振興係（市役所5階、☎32-8106）



## 防災の連載

## 安全に避難するために

今号から8月15日号までの全3回で、防災に関する情報をお知らせします。

### 第1回 災害リスクを確認しましょう

大雨、台風などが本格化する前に、ハザードマップや防災マップなどで、自分の家や職場・学校等の災害リスクと避難の必要性、避難の方法などを事前に確認しましょう。

#### 災害リスクの確認方法

市ホームページ（QRコード）内の、「弘前市防災マップ」や「重ねるハザードマップ」にて、災害リスクについて確認してください。



#### 災害リスクによる避難の必要性

##### 【土砂災害】

防災マップで、「赤色」および「黄色」で表示されている地域に住んでいる人  
→土砂災害に対応した避難指示が発令された場合は避難が必要です。

##### 【河川浸水想定】

防災マップで、「白色」以外の色で表示されている地域に住んでいる人

→浸水害に対応した避難指示が発令された場合は避難が必要です。

#### 避難指示等について

避難指示等の発令対象は、「〇〇地区」の全ての人ではなく、「〇〇地区のうち、避難指示対象の災害リスクがある人」です。防災マップなどを確認し、災害リスクが無い人は避難する必要はありません。



特に雨天時や夜間は避難すること自体がリスクにつながる場合があります。正しく理解し、正しい避難行動に結び付けましょう。

#### 次回

避難の仕方や  
避難先の検討について

■問い合わせ先 防災課（☎40-7100）

景観ルールを  
守りましょう

## 屋外広告物に関するお知らせ

市では、良好な景観形成や風致の維持、公衆に対する危害防止を目的に、市内全域で景観づくりのルール（景観計画）を定めています。

例えば、お城周りの景観形成重点地区や学校、病院などの禁止地域では、1事業所あたりの合計表示面積が7㎡を超えると許可申請の対象となります。

よりよい景観を市民・事業者・行政が一体となって共に作っていくために、必要に応じて広告物掲出の許可申請をしてください。

#### 【屋外広告物とは】

「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示又は掲出されるもの」で、内容が営利目的の広告物とは限りません。建物の壁面や屋上に表示する広告物や貼り紙、のぼり旗などさまざまな種類があり、設置場所ごとに許可基準を設けています。

詳しくは市ホームページ（QRコード）で確認してください。

■問い合わせ・申請先 都市計画課（市役所3階、☎34-3219）

